

政 策 大 綱

【令和5年度】

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会自由民主党議員団では、令和5年度埼玉県予算並びに施策の編成に関し、政務調査会が中心となり、『令和5年度自民党県議団政策大綱（合計392項目）』として取りまとめましたので、県政推進にあたり積極的なご配慮をお願い申し上げます。

令和4年10月13日

埼玉県知事

大野元裕様

埼玉県議会自由民主党議員団

団長 小島信昭

政務調査会長 須賀敬史

各 項 目 数

1.	総括的事項	34項目	(5~10頁)
2.	企画財政部関係	35項目	(11~15頁)
3.	総務部関係	9項目	(16~17頁)
4.	県民生活部関係	16項目	(18~19頁)
5.	環境部関係	8項目	(20~21頁)
6.	農林部関係	16項目	(22~24頁)
7.	福祉部関係	38項目	(25~30頁)
8.	保健医療部関係	47項目	(31~36頁)
9.	産業労働部関係	16項目	(37~39頁)
10.	企業局関係	5項目	(40頁)
11.	県土整備部関係	46項目	(41~44頁)
12.	都市整備部関係	14項目	(45~46頁)
13.	教育局関係	73項目	(47~53頁)
14.	危機管理防災部関係	14項目	(54~55頁)
15.	警察本部関係	14項目	(56~57頁)
16.	下水道関係	7項目	(58頁)

合 計 項 目 392項目

1. はじめに

我が国において新型コロナウイルス感染症との闘いが始まって既に2年半が経過した。感染状況は未だ収束の道筋を見通すことができず、今も全国で官民の総力を尽くした対策が続けられている。

特に、極めて強力な感染力を持つオミクロン株が流行の主体となって以降、新規陽性者の発生動向はこれまでと異なるフェーズに突入した。本県でも、第7波のピーク時において、8月上旬の1日当たりの新規陽性者は約1万4千人に達し、8月下旬には累計の陽性者数が100万人を超えた。これに伴う病床使用率の急激な上昇や外来医療機関のひっ迫は、県民に大きな不安を与えてきた。

ワクチン接種の効果やウイルス変異株の特性から陽性者に占める重症者率が低い一方で、軽症者の数が急激に増加し、既に救急外来などを含め地域医療に負荷が生じている。感染者数が膨大になれば、欠勤者や休園・休校が続出し、社会の機能不全につながるものが危惧される。このような懸念が、ポストコロナに向け持ち直しの動きを続けてきた我が国の経済に、重い足かせとなっている。

さらに、今年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰や供給懸念は、新型コロナウイルス感染症の影響により既に大きく傷ついた家計や中小企業・小規模事業者の経営に、更なる圧迫を加え続けている。

今後は、変異株の感染リスクに適応した感染対策と社会経済活動の確実な両立が求められる。医療の面では、入院を必要とする方が迅速に医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制の確保が最も重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症以外の一般診療も同時に両立し、県民の不安を払拭する必要がある。その上で、ウィズコロナからポストコロナを展望し、足元の県民生活や経済への打撃を抑制しながら本格的な回復に向けた施策を打ち込み、厳しい状況にある生活者・事業者を支援しなければならない。

また、本県の目の前に差し迫ったリスクには、首都直下地震や台風、豪雨による水害など様々な自然災害もある。今年7月の記録的

豪雨は、令和元年台風19号の甚大な被害の記憶も生々しい地域を直撃し、緊急かつ強固な治水対策の必要性を我々に再認識させた。

国において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が推進される中、本県はこれと連動しあらゆる財源を最大限活用しながら、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進して県民の生命財産を守らなければならない。

さらに、中長期の課題に目を転じれば、コロナ禍の影響もあり令和3年の全国の出生数が前年を大きく下回るなど、急激な少子化に歯止めがかかっていない。高齢者人口の急速な増加の中、医療・介護提供体制等の整備が喫緊の課題であることは言うに及ばず、生産年齢人口の減少、単身世帯の増加など「社会経済構造の変化」は、コロナ禍を経て、その加速の度合いを強めつつあると実感される。感染防止対策を契機に不可逆的に進行した社会のデジタル化も、既に我々の働き方・暮らし方に大きな変化をもたらしている。

そのような状況の中、本県では、「人への投資」や「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」により、持続的な経済成長と地域社会の自律的発展を実現することが求められている。

一方、国内経済の状況を見ると、コロナ禍以前は、名目GDPや就業者数、有効求人倍率など多くの指標が示すように我が国の経済は緩やかに回復していた。しかし、地域経済に経済回復の実感が乏しい中でコロナ禍が発生し、以来、極めて深刻な影響が続いている。近時は、コロナ禍による供給混乱、円安、ウクライナ情勢に伴う原油や穀物価格の上昇により物価が急騰し、経済の好循環を伴わない物価上昇、スタグフレーションの懸念が指摘されている。

埼玉県の状態を鑑みると、県の職員数は平成15年度の約8,400人から令和3年度には約7,000人と大幅に減少した。また、臨時財政対策債と補てん債を除いた県債残高は、平成14年をピークに令和3年度末まで19年連続で減少しており、行政のスリム化、財政健全化に重きを置いた行財政運営が行われてきた。

しかし、今回のコロナ禍に対する各種対策の実施にあたり、県の行財政体制の限界が浮き彫りになっている。

かねてからの職員削減がもたらした負の影響が、コロナ禍により顕在化したと言える。県民目線に立ち、対策の規模や即応性、柔軟性を欠いてはいないか、また現場職員への過度な負担により体制が維持されていないか虚心坦懐に見直しを行う必要性を指摘したい。

また、国の施策との一体感や県経済の大動脈としての圏央道に対するアクセス道の整備、県民が求めるインフラや施設の整備など、県の施策遂行のスピードにも常々疑問を呈してきたところである。

このような中で、本県が生産年齢人口の減少を補い、今後も持続的な経済成長を導いていくためには、教育の充実や人材への投資により、一人ひとりの多様性を尊重しつつ、生産性を向上させる取組が欠かせない。併せて子育てや介護をはじめ各種の現場における処遇を適切に改善させ、経済の好循環を促す必要がある。

その前提となるのが、企業活動、教育、行政などあらゆる分野におけるDXの実装を始めとしたイノベーションの促進であり、これによる付加価値の向上である。全国一の速度で高齢化が進行する本県こそが、DX先進県とならなければならない。

また、これらの取組から得られた技術や知見を先駆的に利活用する為の産業支援施設の整備には、一層の注力が望まれる。

さらに、県庁舎に関しても、老朽化、狭あい化など利用者・職員の環境改善の観点や、ICT技術の進展に対応し行政のデジタル化を推進する必要性から、その将来像、あるべき姿に関する検討を加速すべきである。

そこで、我が埼玉県議会自由民主党議員団では、県民の生命財産を守る「強靱な県土づくり」を推進するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済回復に向けた取組で得た知見を最大限活用して、「人への投資」と「DX・イノベーションへの投資」を断行することにより、力強い消費を実現し、経済の好循環を完遂させるため、ここに政策大綱を提言する。

2. 自民党が目指す埼玉県の将来像（総括的事項）

① 「新型コロナウイルス感染症対策」の推進

- ・感染拡大防止と経済活動の段階的な引き上げとの両立を図るため、さらに医療提供体制を強化すること。
- ・今後の感染拡大期に備え、変異株等の特性を踏まえた検証を生かし、保健医療提供体制の再構築と充実を図ること。
- ・新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターや宿泊・自宅療養者支援センター等の体制を強化し、保健所が重要・緊急性の高い事案を扱えるようにすること。また、保健所の負担人口割合の適正化を速やかに実行すること。
- ・雇用の維持と事業の継続の支援に加え、県民生活の下支えのための支援を進め、県内経済の活性化に努めること。
- ・コロナ禍により急増した緊急小口資金特例貸付等の公的資金を受けた方について、寄り添った対応を行うこと。
- ・ワクチンを望む県民に、速やかに接種できるよう体制を整えるとともに、副反応について随時検証を行い、適切に対処すること。

② 「強靱な県土づくり」の推進

- ・防災や減災に戦略的に取り組む県土強靱化を推進し、災害に強い街づくりを進めること。また、頻発・激甚化する水害等に

対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、下水道整備も含め水害リスクに備えた街づくりを進めること。

・公共事業の取組に当たっては、品質の確保と競争の原理に基づく入札制度の実施に努め、最低制限価格の設定を行うこと。また、県内中小企業の受注機会の拡大と県産品の最大限の活用のため、地元業者への発注や分離・分割発注、発注・施工時期の平準化と適正な工期の確保、公正な設計変更と工事検査の実施を図ること。

・工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにおける調査基準価格の引き上げを速やかに行い、災害時に対応可能な地元業者の育成を図ること。

・機動的な財政出動の観点から、公共事業予算を増大させること。社会基盤は県民生活の向上に大きく寄与することから、必要な事業に対しての予算確保を強力に推進すること。

・投資的経費については、シーリングを設けず必要性を十分鑑みて前倒しで事業を推進すること。また、県の技術系職員を増員し、市町村の技術系職員不足の支援を図ること。

・防災力向上のため、情報収集に必要な Wi-Fi 環境を整備するとともに、IoT やビッグデータ・AI・DX・ドローンなど先端技術を積極活用すること。

・県内鉄道網の輸送力強化に向け、各鉄道の延伸については、県として早期着工や延伸に向けての取組に努めること。また、既存の鉄道については、複線化・車両編成増加等の施策実現に

努めること。JR 川越線荒川橋りょうの複線仕様に向けて事業推進を図ること。

・県庁舎については、県庁建替え等検討特別委員会における提言等を踏まえ、「維持」ありきではなく、将来を見据えた真に有効な検討を進めること。

③ 「人への投資」の推進

・国の子育て施策が転換点を迎える今、子育て世帯に対する切れ目のない支援に対し、予算の拡充をすること。

・私立学校の健全運営及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、更なる助成の充実を図ること。

・グローバル人材育成のため、外国語や ICT 教育等とともに、我が国の領土、国語教育等の充実を図ること。また、海外留学支援や就職支援については、民間の力を十分に生かして実施すること。

・公立や私立を問わず、県内全ての小・中・高等学校への ICT 環境の整備促進を図り、ICT を活用した遠隔教育を国の GIGA スクール構想に沿って計画的に進め、それを担う人材の採用や育成を図ること。

・保育環境改善策として、私立幼稚園における「預かり保育」の拡充を支援すること。また、就学前幼児の安心安全な居場所確保の推進を図ること。

- ・介護や保育に従事する職員の確保・育成・定着・離職防止のため、処遇改善への支援を強化すること。

- ・埼玉県ケアラー支援条例に基づき、ケアラー及びヤングケアラーの支援に努めること。

- ・県内病院での医師不足と地域偏在化の解消を図ること。看護職員や理学療法士等の医療従事者の確保・定着を図ること。

- ・中小企業の魅力発信、マッチング支援などを行い、次世代を担うものづくり人材の確保、人手不足解消に努めること。また、中小企業の円滑な事業継承を支援すること。

④ 「DX・イノベーションへの投資」の推進

- ・超スマート社会の実現に向け、DXやデジタル・ガバメントの推進に努めること。また、IoTやビッグデータ・AIの活用を促進すると共に、アプリの統合など情報連携プラットフォームを充実し、行政サービスの向上を図ること。

- ・デジタル技術とアナログ技術のダブルスタンダードは、非効率であると共に、デジタル格差が生じる原因となる。アナログ技術の廃止または縮小の期限を明確に示し、バックキャストイングの手法でデジタル・デバイド対策を進めること。

- ・情報システム統合基盤の安定運用を図るとともに、統合基盤上のシステムの県市町村共同クラウドへの移行を適切に進めること。合わせて、行政手続きの電子化を進め、県民の利便性の向上や経費削減を図ること。また、国が進める「地方公共団

体の基幹業務システムの統一・標準化」の推進のため、市町村を支援すること。

・鶴ヶ島ジャンクション周辺地域再生整備基本計画を着実に実行すること。その中で、超スマート社会への取組を行う企業を支援・拡充するための「産業支援施設」を整備することとともに、全国に発信できる設備にすること。

⑤ 「埼玉県議会提案」の着実な推進

・「埼玉県5か年計画」を着実に推進すること。特に、県議会において追加提案した重点推進課題については、迅速に対応すること。

・各施策の進捗状況を確認し、その評価結果を踏まえて施策の進め方について必要な見直しを行うとともに、予算や組織、事業の実施方法に反映し、PDCAサイクルに基づき計画を着実に推進すること。

・県議会において制定した議員政策条例について、条例制定主旨に則り着実な執行を図ること。

・順天堂大学医学部附属病院の整備計画については、当初の計画より大幅に遅れていることに鑑み、整備計画変更申請書に則り計画を直ちに実行に移し、早期開院に向けた不断の努力を行うこと。

・DMOである埼玉観光物産協会については、大阪観光局をはじめ他の先進的な組織を参考に、プロ組織としての観光局（仮称）の設置など、世界を舞台に観光客に刺さる取り組みをすすめるため抜本的な改革

を行うこと。

- ・ 県職員数の適正化を図るとともに、民間経験者等を積極的に採用すること。

- ・ 予算編成に当たっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、各種事業の原資となる税金・公金が効果的に充てられるよう努めること。

3. 部局別施策

【企画財政部関係】

1. 東京事務所は国会、中央省庁関係機関との連絡調整・情報収集など重要な業務を担っている事から、交際費等、事務所業務に必要な経費の充実を図ること。
2. 地方分権の推進に当たっては、国との連携調整を密にし、権限と税源を一体化した移譲を強く要望すること。また、個別の事業・事務に関しては、関係市町村の意見を聴取し、推進に向けた助言を行うこと。
3. 基地対策においては、周辺自治体と連携した要望活動のみならず、災害対策や防災対策における共同訓練や情報共有等を積極的に行うことで、基地との更なる連携強化と安全対策を図ること。
4. 埼玉県5カ年計画の進捗状況に関しては、特に重要な事項であることから県民・議会への報告を詳細にすること。
5. 政策の形成に関する調査及び研究に関しては、特に縦割りを廃し、窓口の一元化をするなど、部局横断型の強化を図ること。
6. 公社事業会計等から一般会計への借入金については、早期に解消する方策を講ずること。また、公社事業会計の利益については、県民に還元できるよう努めること。
7. 3基金（財政調整基金、大規模事業推進基金、県債管理基金）については、危機管理等に対応できるよう埼玉県の財政規模に見合った適切な残高を確保すること。

8. 臨時財政対策債については、国に対し早期廃止と債権の早期返済を求めること。
9. 予算編成に当たっては、従来のコストカットを始めとする消極的な姿勢や、前例を踏襲した受動的な方針に捉われることなく魅力ある地域づくりに向け、未来を見据えた積極的投資を行うこと。
10. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などコロナ対策に必要な財源を国に求めるとともに、実効性ある対策を講じること。
11. DX推進計画による県民の利便性向上の早期実現のため、ベース・レジストリの活用等、国や民間との連携を含めた戦略的データの活用に向け、ロードマップに位置付けられた取組を着実に実行するとともに、情勢変化を反映した実効性あるロードマップとなるよう絶えずブラッシュアップを行い、最新情報の発信に努めること。
12. デジタル技術とアナログ技術のダブルスタンダードは、非効率であると共に、デジタル格差が生じる原因となる。アナログ技術の廃止または縮小の期限を明確に示し、バックキャストिंगの手法でデジタル・デバイド対策を進めること。
13. 超スマート社会の実現に向け、DXやデジタル・ガバメントの推進に努めること。また、IoTやビッグデータ・AIの活用を促進すると共に、アプリの統合など情報連携プラットフォームを充実し、行政サービスの向上を図ること。
14. DX推進計画を着実に進めるため、必要な専門職員等の人材を確保するとともに、職員のさらなる育成に努めること。また、県民のデジタル意識の改革につなげるため、県民が実践する機会の提供に努めること。

15. 職員のテレワークの推進については、育児・介護などワーク・ライフ・バランスを考慮した取組を進めると共に、県民サービスの低下を招かぬよう業務の効率化を図りつつ最大の成果を発揮すること。
16. 指定管理者制度の運用に当たっては、県民サービスの向上、経費の縮減、県有施設の長寿命化を図るため、指定管理者による施設の管理状況を十分把握し、管理方法の工夫に努めること。
17. 職員の定数管理については、必要な職員数の確保及び適切な人員配置を行うこと。
18. 各省庁・市町村・企業との人材交流を積極的に行うことで、相互の連携を図り、県全体の発展に尽力すること。
19. マイナンバー制度を効果的に普及・運用するための施策を講じること。また、市町村における制度導入を支援すること。
20. 情報システム統合基盤の安定運用を図るとともに、統合基盤上のシステムの県市町村共同クラウドへの移行を適切に進めること。合わせて、行政手続きの電子化を進め、県民の利便性の向上や経費削減を図ること。また、国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の推進のため、市町村を支援すること。
21. 個人情報流出などの事故が発生しないよう、情報セキュリティ研修や情報セキュリティ監査を続けること。また、市町村における情報セキュリティ対策を支援すること。
22. 自衛官の募集に関して、自衛隊の諸活動に県民がより理解が深められるような情報発信、広報を含めたサポートに努めること。

23. テレワーク普及による本県内への移住ニーズの高まりを捉え、市町村と連携し移住促進施策を推進すること。
24. 投票率の向上に向けて、計画的かつ効果的な広報を行うこと。また、市町村への有効な情報提供により、有権者の投票率向上に向けた支援に努めること。
25. 人と自然が共生した土地利用の推進に当たっては、見沼田圃や三富新田、世界かんがい施設遺産として登録された「見沼代用水」など、都市近郊に残された貴重な緑地・平地林の保全に向け、公有地化も含めた諸施策を積極的に講ずること。
26. 不特定多数の方が利用される公共交通機関については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じる事業者を支援すること。
27. 鉄道新線や延伸の実現のため着実なる工程を示し、県主導で財源確保のための基金を早期に創設すること。
28. 超高齢社会と言われる本県において、地域公共交通の進化と確立は喫緊の課題である。中長期的視点を持って事業者支援を充実し、交通難民化を防ぐよう努めること。
29. 県は都県境や市町村をまたぐ広域的な交通網を確保し、県民の日常生活を支えているバス路線の維持・整備をすること。さらに市町村や地域住民による自主的な取組を支援すること。
30. JR川越線・JR八高線・東武アーバンパークラインやJR埼京線など県内鉄道網の輸送力強化に向け、複線化などの実現に努めること。また、混雑時間帯の安全性向上を図るため、車両編成増加等の施策実施に努めること。

31. 架け替えが決まっている JR 川越線荒川橋りょうの複線仕様に向けて、必要な予算措置を講じる等事業推進を図ること。
32. つくばエクスプレスについては、8両編成化と東京駅延伸の早期実現に努めること。
33. 東武東上線については、人身事故解消のために駅の利用客数に関わらず、ホームドア設置に加え、立体交差化を視野に入れた早期の安全対策を確立すること。
34. 埼玉高速鉄道線については、浦和美園駅から岩槻駅までの延伸を早期に着工出来るように努めること。また、埼玉スタジアム 2002 駅(仮称)の完成に向けて、事業推進を図ること。
35. 東京 12 号線、東京 8 号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの延伸については公共交通の利便性向上に鑑み、取組を市町村に委ねるだけでなく県としても主体的に関わること。

【総務部関係】

1. 職員数の適正化を図ること。また、県庁組織編成にあたり、必要な専門的知識を有する民間経験者等を積極的に採用すること。
2. 私立学校の健全運営及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、さらなる助成の充実を図ること。
3. 私学助成園経常費補助単価について、国の地方交付税単価等の増額に応じ、県の補助単価も同額分を増額しているが、県単独の上乗せ分については、近年継続して一定額となっている。近隣都県との格差も生じていることから、私学助成園の健全な運営に資するよう、県単独の上乗せ補助分についても増額を図ること。
4. 北朝鮮による拉致問題の早期解決及びミサイル発射等の脅威に対して断固として抗議の姿勢を堅持するよう、国に対して強く要望すること。また、拉致問題、ミサイル発射等我が国を取り巻く諸状況を鑑むと共に公平な視点からも引き続き、準学校法人「埼玉朝鮮学園」に対する運営費補助金については予算計上を見送ること。
5. 未利用県有資産については、適正な管理運営並びに有効活用に向けた進捗管理を行うとともに、地元市町村及び周辺住民に対する丁寧な説明のもと、有効な活用策を県が率先して提示することにより、可能な限り切れ目なく未利用の解消を促進すること。
6. 県税収入については、引き続き市町村との連携のもとで個人県民税対策をはじめ、徴収率 100%になるよう納税方法の多様化を進めること。また、法人二税の未届法人調査などの適正課税を行うことで、未納者に対して厳正に対処すること。

7. ファシリティマネジメントの推進にあたっては、経営戦略並びに県庁建替え等検討特別委員会における提言等を踏まえ、「維持」ありきではなく、将来を見据えた真に有効な検討を行うこと。
8. 公共調達における県内企業受注機会の拡大と入札・施行制度の改善を図ること。
9. 競輪事業は、利用者の減少など様々な課題を抱えており、今後も赤字等が懸念されるため、また、本場における購入から、インターネットサイトを通じた購入へと顧客のニーズが変化した現状も踏まえ、統廃合も含め将来を見据えた在り方を検討すること。

【県民生活部関係】

1. NPO がその目的に沿った活動を持続的かつ積極的に展開できるよう、県は助成事業のみならず、組織の自立を支援する施策を展開すること。特に、地域課題の解決を試みる NPO などに対して、その体制づくりを支援すること。
2. 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、部落差別のない社会を実現するための取組を推進すること。
3. 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組を推進すること。
4. 伝統芸能や和文化の承継を図るための必要な支援を行なうこと。
5. グローバル人材の育成について、民間の力を十分に生かしながら、海外留学支援や就職支援を行うこと。特に就職支援については、県内企業と日本人学生・外国人留学生との出会いの場の拡大を進めること。
6. 姉妹友好州省との関係において、本県のメリットに結びつく交流に絞って事業を進めること。また、これまでの姉妹友好州省との成果を鑑み、見直しや新たな姉妹友好州省締結を検討すること。
7. 外国人留学生や外国人労働者等との地域共生を支援すること。
8. プロスポーツチーム等と連携し、本県の更なるスポーツ振興を展開すること。

9. 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、県有施設の有効活用、市町村や民間との連携を進めることにより、県民が身近な場所でスポーツができる環境づくりを進めること。
10. 国民スポーツ大会及びインターハイ等における水泳力強化や県内水泳環境の整備のため、川口市に整備予定の50mプール屋内競技場の供用開始を着実に実現すること。
11. スポーツの総合的な振興と科学技術を取り入れた県内アスリートの競技力向上へ向け、上尾市に整備が予定されているスポーツ科学拠点の供用開始を早期に実現すること。
12. ドライバーの交通事故の発生防止及び被害軽減のため、安全サポート車等の普及啓発に努めること。
13. 悪質なあおり運転を厳しく取り締まるために、唯一の証拠となりうるドライブレコーダーの設置率向上に向け、普及推進に努めること。
14. 市町村・事業者が行う防犯カメラ設置事業の補助を事業の規模に関係なく充実させること。また、更新時の補助についても検討すること。
15. 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、対策の一つとして、市町村が行う自動警告付通話録音装置等、有効な対策機器が事業の規模に関係なく活用できるよう補助制度の拡充を図ること。
16. 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、効果的に犯罪被害者等の支援を推進すること。また、犯罪被害者等への支援を担う団体等が継続的に活動できるよう、支援を強化すること。

【環境部関係】

1. 事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が実施するCO2排出量の削減に資する設備導入について、埼玉県民間事業者CO2排出削減設備等導入補助金等の制度のさらなる拡充を図ること。
2. 太陽光発電施設の設置については、設置事業者に対して、各種法令や各市町村が定めたガイドラインの遵守・徹底を求めるとともに、地元の理解を得た上で設置を行うよう指導すること。
3. 太陽光発電が普及している一方で、耐用年数を迎える発電パネルが今後、大量に発生する見込みであり、その処理が大きな問題となることから、民間事業者がリサイクルを推進できるよう令和3年と4年の協議会や事業者との意見交換を踏まえ、処理体制構築への実質的支援へと進めること。
4. 浄化槽の法定検査を確実に実施させること。
5. 台風等の浸水被害等により大量の廃棄物が発生することに備え、災害廃棄物処理施設の強靱化や水害対策等、市町村と連携し取り組んでいくこと。
6. 県では、国の法律に基づいて「食品ロス削減推進計画」を策定したが、計画未策定の県内市町村に対しても同計画の早期策定を支援すること。
7. プラスティックごみ削減を促進する観点から、県民・県内事業者への意識啓発に努めるとともに、脱プラスチックへと転換促進を図ること。

8. 「彩の国みどりの基金」については、森林整備に対する森林環境譲与税の活用やカーボンゼロ社会に向けた温室効果ガス削減の取組強化に対応して、令和4年度の検討を踏まえ、基金の在り方や事業内容を見直すこと。

【農林部関係】

1. 大消費地圏内の産地という優位性を生かして県産農産物のブランド化など、販売対策を進めつつ、差別化を図るための6次産業化を強化し、農業従事者の所得向上や雇用創出を図ること。
2. 農地中間管理事業を中心に、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農地の基盤整理を実施することによって、担い手の収益力向上を図ること。
3. 農業生産工程管理（GAP）やS-GAP実践農場の推進を継続し、より安全性の高い生産体制の構築を促し、埼玉農産物の世界的なブランド化に努めること。
4. 食糧安全保障上の観点から、配合飼料価格高騰について、実質的な生産者の負担増を伴わない緊急かつ安定的な対策を実施すること。
5. 家畜伝染病（口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）、高病原性鳥インフルエンザなど）は社会的、経済的に与える影響が大きいため、徹底した発生リスクマネジメントに努めること。また、万が一発生した場合に備えて、通報・防疫体制をより強固なものにするとともに、事案発生の際には、併せて、県主導による畜産従事者らステークホルダーの支援に努めること。
6. 頻発する農産物及び家畜の盗難被害撲滅に向けて、生産者と連携を図りさらなる対策を立案実施すること。
7. IoTやビッグデータ・AI等の先端技術を活用したスマート農業の普及啓発を図り、生産性向上に努めること。

8. 新規就農者への支援、意欲ある担い手への農地の集積や法人化による経営基盤の強化、最先端技術の導入などを進め、経営感覚を備えた担い手を育成すること。
9. 埼玉県農林水産業振興条例に基づき、農業に関する学科を有する高等学校において就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策を充実し、農業大学校との連携を強化し営農に関する支援を行うこと。
10. 台風や雹（ヒョウ）などの自然災害により、農林業被害が発生した際には、営農再建に向けた支援を速やかに実施するとともに、被害を未然に防止する防雹ネット設置等への支援をはじめ、農業用ため池など農林業基盤施設の整備を集中的かつ計画的に推進すること。また、農業生産者に対し、農業共済または収入保険等、セーフティーネットへの加入を推奨すること。
11. 新型コロナウイルス感染症に対し、販売低迷などの経営上の影響から脱せるよう、農業従事者への国の施策の周知・徹底を図り、人材育成や販路拡大など、県の施策も含め万全の対策を講じること。
12. 埼玉県主要農作物種子条例に基づき、県民の基礎的食糧である稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の優良な種子を引き続き安定して生産・確保が出来るように施策を講じ取り組むこと。
13. 稲作経営の安定や需要に応じた米生産が求められている。米価の安値が続く中、主食用米としての生産にとどまらず、米粉や飼料米等への作付転換を進める県独自の取り組みを検討し戦略的に進めていくこと。

14. 県産木材の利用促進のため、木材の需要（市場）と供給（生産）をつなぐプラットフォームの設置など、県が主体的にサプライチェーンの一本化に向けた整備を支援し、県産材の新たな需要や新しい産業分野の創出を進めること。
15. 国が利用促進を図っている CLT（直交集成板）について、県でも積極的に普及促進を図るとともに、コスト削減の観点から CLT 材のプレカット工場等の県内進出実現のための手法を検討し実施すること。
16. 森林施業の集約化・団地化や管理道・作業道の整備による路網の拡充など、林業生産性の向上に努めるとともに、木材利用を含めて市町村が効果的に森林環境譲与税を活用できるよう支援すること。

【福祉部関係】

1. 県立リハビリテーションセンターについて、地方独立行政法人への移行等によって経営改善に努めること。
2. 県立リハビリテーションセンターについて、DXの推進と入院者の利便性向上のため、全病室へのWi-Fi環境整備を支援すること。
3. 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組を推進すること。
4. 新型コロナウイルス感染症に係る、エッセンシャルワーカー、及びその家族や関係者に対する誹謗中傷や差別、いじめの防止に向けて取組むこと。
5. 生活保護・貧困層に対しては生活費の支援を行うだけでなく、就労・生活・学習等の支援を広く行うこと。また、生活保護不正受給者の急増に対し、適正利用を促進する視点から、申請者の収入・資産・家庭状況に対し、厳格な調査を行うと共にケースワーカーの大幅な増員に努めること。特に、コロナ禍により急増した緊急小口資金特例貸付等の公的融資を受けた方について、寄り添ったフォローを行うこと。
6. 増加する認知症患者への対応として、認知症の早期発見、早期対応のための人材育成と認知症医療体制の体制を整えること。また、認知症患者の権利擁護や虐待防止策、家族の介護疲れなどへの支援を強化すると共に、認知症の予防についても広く情報を公開し、研究への支援を行うこと。

7. 地域包括ケアシステムの地域への浸透を図るため、各市町村の特性に応じたきめ細やかな支援を行うこと。
8. 埼玉県ケアラー支援条例に基づき、次の施策を実施すること。
 - (1) ケアラーが医療資材や衛生資材等を確実に入手できるようにすること。
 - (2) ケアラーを孤立させないためにケアラーのための情報提供や専門の相談窓口の充実を図ること。
 - (3) ケアラー自身が新型コロナウイルスに感染した場合に備え、在宅介護に必要な情報について関係者間での共有や、引き継ぐ介護者がいない場合の一時保護対応など、ケアの継続に関する支援策を講じること。
 - (4) 18歳未満のヤングケアラーについては、その孤独感やストレスなどのケアを行い、勉強時間や自分時間を確保できるよう、支援すること。
9. 介護事業所のサービス向上のため、現場で必要とされる最新機器等についての助成を行うこと。
10. 介護職員の知識・技能の向上及び人材確保と定着のために処遇改善を実施すること。また、仕事量やその内容についての検証を行える体制を整え、心身のケアに生かすこと。
11. 介護職種における外国人技能実習制度に基づき、実習生を受け入れる事業者に対して、適切な支援を図ること。
12. 地域包括ケアシステムにおける在宅での生活が困難となった場合でも、安心して必要なサービスを受けられるよう、介護老人福祉施設などの施設を適所に整備すること。
13. 特別養護老人ホームの整備は、ニーズを正確に把握し、空床削減

や必要な箇所に必要な数を整備すること。

14. 福祉施設等における、感染症の拡大を未然に防ぐため、マニュアル等を活用するとともに、クラスター発生時に備え、効果的に互助ネットワークを運用すること。
15. 免許を返納している高齢者の増加を鑑み、市町村が運営しているコミュニティバス・乗り合いタクシー・デマンド交通に財政的支援を講ずること。
16. 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例に基づき、障害及び障害者並びに共生社会に関し、市町村及び関係機関等と連携し、一層の周知を図ること。また、障害者が必要とする機器について、広く情報を公開し、最新機器についても助成を行う体制を強化し、更なる普及に努めること。
17. 埼玉県手話言語条例に基づき、学校をはじめ職場、地域において手話を学ぶ機会を拡大するとともに、言語としての手話を普及させる環境づくりをさらに加速すること。また、市町村その他の関係団体等と協力して手話通訳者、手話奉仕員等を養成するための支援を行うこと。
18. 発達障害に対する支援として、早期発見、早期療育を含め発達障害の診断や専門的支援の出来る体制整備を進めていくこと。また、人材確保、人材を育成する研修体制の整備等について、積極的に推進していくこと。さらに、発達障害のある子供を持つ保護者に対する支援を行うこと。
19. 中核発達支援センターにおける初診の待機対策について、基幹相談支援センター、児童発達支援センター及び地域の医療機関の緊密な体制を構築し、待機期間の縮小に努めること。

20. 障害者自立支援施設の充実施策として、障害者が安心して自立した生活ができるよう、グループホームや障害者入所施設の整備を促進すること。
21. 福祉施設に対して適切な運営が行われているか監査を実施するとともに、監査等を行う職員の専門的知識の習得を行い、福祉施設に適切な指導を図ること。
22. 少子化対策を行う際には、合計特殊出生率を指標とした費用対効果を検証し、包括的な取組を行なうこと。また、自治体や各施設・機関と連携して、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う体制を整え、母子・家族の心身のケアや経済的支援を行うこと。
23. 多子世帯応援クーポン事業については、市町村や対象者の要望を聞きながら、合計特殊出生率や第3子以降出生数の推移を検証すること。また、現金給付も視野に入れつつ、対象施設での現物給付や償還払いといった仕組みの利便性を高めるよう、抜本的な対策を行うこと。
24. 待機児童の解消に向けて、保育士の人材確保・育成・定着・離職防止のため、国の公定価格による地域区分の等級について、地域間格差が是正されるよう、あらゆる機会を捉えて国に働きかけるとともに、県として市町村へ積極的な財政支援を図ること。
25. 保育士の確保・定着・離職防止のため、保育士養成校等と連携することでニーズを把握し、保育士宿舎借上補助等処遇改善を含めた支援を強化すること。
26. 待機児童の解消を図るため、幼稚園における預かり保育の拡充を支援すること。また、病児保育の充実等の保育ニーズに対応すること。

27. 企業・団体が一定の基準を満たした保育施設を設置する際には、適切な支援を行うこと。
28. 就学前の幼児期は、社会性の芽生える重要な人間形成の時期であり、安心安全な居場所確保の推進を図ること。
29. 仕事と家庭生活が両立できるようワーク・ライフ・バランスのための取組を進めていくこと。
30. 埼玉県虐待禁止条例に基づき、関係団体等と連携し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応、原因解明を行うこと。
31. 児童養護施設や里親制度の機能強化すること。そして、児童養護施設の入所者・退所者に対する的確な支援を行うこと。
32. 児童養護施設における人材確保のため、県独自での家賃補助や職員処遇改善加算の拡充を検討すること。
33. 児童心理治療施設について、施設数の不足により、児童養護施設が受け皿となっている現状に鑑み、高校卒業時までを対象とした児童心理治療施設を増設すること。
34. 児童家庭支援センターの増設を図ること。
35. 児童相談所一時保護所における就学児童について、適切な学習ができるよう、人員並びに教材を配置すること。
36. 児童相談所の体制強化のため、児童福祉司や児童心理司、保健師といった専門職の配置・増員に係る数値目標を、確実に履行すること。

37. 児童の口腔衛生や虐待情報の把握と対応の観点から、児童相談所において、歯科医師による検診や適切な治療を行うこと。
38. 一時保護所に加え、児童相談所の第三者評価も開始すること。

【保健医療部関係】

1. 保健所の負担人口割合の適正化を速やかに実行し、県民が適切な保健指導を受けられる体制を整えること。
2. 南部保健所については、所管区域内の市に移転すること。
3. 当初計画より大幅に遅れていることに鑑み、令和4年4月に受理された、順天堂大学医学部附属病院の整備計画変更申請書に則り、計画を直ちに実行に移し、早期開院に向けた不断の努力を行うものとする。あわせて、医師不足解消へ向けた具体的な取組を着実に遂行すること。
4. 県立4病院の地方独立行政法人化に伴い、県民の健康確保のため、医療水準の向上や経営基盤の強化等を設定している中期目標の達成のため、必要な支援を行うこと。
5. 新型コロナウイルス感染症対策担当職員の業務負担の軽減を図るため、適正な人員配置・民間委託を進めること。
6. ワクチンを望む県民に、速やかに接種できるよう、体制を整えること。
7. 新型コロナウイルスワクチンの副反応については、随時検証を行い、適切に対処すること。
8. 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬を追加購入する際には、有効期限が迫ったものを廃棄することなく、有効活用を図ること。
9. HIVをはじめとする性感染症や避妊等、青少年を中心対象とした啓発事業の一層の充実を図ること。

10. 県民の不安の解消に向け県民サポートセンターの体制強化を進め、情報の一元管理を行い重要・緊急性の高い事案を保健所が扱えるようにすること。県民サポートセンターが、一次的な相談請負機関であることの周知を継続して行うこと。
11. 医療機関や民間検査機関等と連携し、PCR検査、抗原検査、変異株のスクリーニング検査体制及びゲノム解析の強化を進めること。
12. 重症患者が的確な医療を受けられるよう、重症・中等症・軽症・無症状者の選別（トリアージ）を確実に実施できる体制整備を行うこと。
13. 感染拡大期備え、変異株等の特性を踏まえた検証を生かし、保健医療提供体制の再構築と充実を図ること。
14. 要介護者・要支援者が、新型コロナウイルス感染症等に感染した場合に備え、医療機関における福祉職員等の充実を図ること。また、要請に応じて、派遣できるような仕組みをつくること。
15. 手洗い、除菌等の感染拡大防止対策の徹底を今後も継続的に行い、感染症の予防に努めるよう、様々な場面で指導していくこと。
16. 国民健康保険事業の安定的な運営のため、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業確保の観点から、保険税の収納率向上、医療費抑制等の取組を行うこと。
17. 重度心身障害者医療費助成制度において、国民皆保険制度の主旨に則り、保険料負担に応じた受益のため、平成31年1月1日から導入されている所得制限を撤廃するとともに、令和4年10月1日より導入された既存受給者への所得制限適用見直しを行うこと。また、平成27年1月1日以降に、65歳以上となった新規対象者への年齢

制限を撤廃すること。

18. 増加し続ける医療費の抑制を図るため、特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上などの対策を進めること。
19. 生命の危機に関わる緊急性の高い三次救急の負担軽減のため、大人・小児の救急相談の利用を促進すること。
20. 県民が安心して出産できるように、助産師の積極的な活用と地域偏在のない周産期医療施設の拡充を図ること。
21. 外国人の医療費の未払い・国保加入による医療の不適正利用を目的とした来日など、法の隙間をつく外国人の医療受給に対し、対応・制度を明確化すること。
22. 大規模災害やテロなどに備え、地域医療・救急体制・消耗品等の整備・拡充を図ること。また避難所等での感染症の広がりなどを防ぐため、ワクチン・予防接種の一定量確保を行うこと。また、海外からの感染症の流入についても備えを行うこと。
23. 障害者が必要とする補装具等機器について、医療機関においても広く情報公開を行い、福祉部と連携・普及に努めること。
24. 患者の情報を共有する、地域医療ネットワークシステムのより一層の普及拡大を推進すること。
25. 医療供給体制の構築に際して、エアポケットとなる地域がなくなるよう、県立病院の活用等を含め対応策を講ずること。
26. 柔道整復師における、施術所の広告表示の適正について、県として積極的に是正・指導を行うこと。

27. オンライン診療については、すべての人が安心して受診できるよう、環境を整備し、体制を整えること。
28. ウェアラブル機器を活用し、患者の体調管理や急変時の往診に対応できるよう、DXを軸とした在宅医療ネットワークを構築すること。
29. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症患者の受け入れをしていない医療機関にも経営上の影響がでてきている。本県の医療体制の健全性を保つため、特に体制が脆弱である、小児、救急、周産期医療機関を支援すること。
30. 小児科医師や産婦人科医師をはじめ、県内病院での医師不足と地域偏在化の解消を図ること。
31. 出産や育児などによる女性医師に対する離職防止や再就職のための支援を充実すること。
32. 医師の臨床研修機関を充実させるとともに、高度医療機器研修を行う機会を設けること。
33. 医師臨床研修マッチングの促進及び奨学金等の適切な措置を講ずるとともに、特に後期研修医の確保策に努めること。
34. 看護師や理学療法士などの医療従事者の確保対策として、育成及び再就職支援に取り組む、人材確保・人材定着を図ること。また、ナースセンター事業への支援を強化すること。その際、インセンティブの付与、登録の簡素化など、利用者目線に立って検討すること。
35. 専攻医の東京一極集中は、新専門医制度導入に伴う採用数制限（シーリング）が設けられたのちも継続していることから、専攻医の地

域偏在と診療科偏在の是正に努めること。

36. 医療従事者が職務に精励できるよう環境整備（職員の子どもの保育園預かり拒否等の解消）を進めること。
37. 歯科口腔保健対策として、県の計画目標を踏まえ、乳幼児期から高齢者まで、フッ化物洗口や特定検診化などの切れ目のない歯科口腔支援を行うこと。
38. 不妊治療への支援として、不妊に対しての理解、知識の普及啓発を図り、妊娠を望む世帯への支援を拡充すること。
39. 産前・産後ケアの充実に向けて、「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」等をさらに推進させ、実施市町村の拡充を図り、また、民間の力を活用しながら、妊産婦の孤立の予防、きめ細やかな出産や子育て支援を行うこと。
40. 健康長寿埼玉プロジェクトについては、令和4年度中に行う事業検証をもとに、事業概要にある「県民の健康長寿の延伸、並びに医療費抑制」という当初の目的に対し、対し、費用対効果を見極め、事業の継続にあたっては、市町村への事業移管も含めた聖域なき改革を断行すること。
41. 食育を推進し、子供の心身の健全な育成に努めるよう、広く県民に働きかけること。またそれらに関する指針を作り、達成度の把握・改善に努めること。
42. 埼玉県受動喫煙防止条例等に基づき、喫煙や受動喫煙による健康被害防止のため、健康への影響などの情報提供や禁煙支援を進め、県全体で喫煙対策を講ずること。

43. 埼玉県ひきこもり支援に関する条例に基づき、支援に積極的に取り組む民間支援団体等を周知するとともに支援すること。そして、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるよう努めること。
44. 一般公衆浴場の経営安定化対策資金補助を適切に行い、経営改善への支援を行っていくこと。
45. 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の改正を踏まえ、飼い主、県、動物取扱業者の責務を明確化し、愛護動物殺処分ゼロに向け、責任を持って最後まで適正に飼育・面倒を見るよう、啓発に努めること。また、動物愛護推進委員の必要経費等の支援を拡充するとともに、悪質な業者等への立ち入りの迅速な対応と強化を図ること。
46. 医薬品の品質確保を徹底するとともに、残薬を無くし、適量を支給するよう努め、患者への財政的負担が軽減されるよう、医師・病院・薬剤師・製薬会社等に求めていくこと。
47. 本県は、医薬品製造業の生産額全国第1位、医療機器製造業の生産額全国第5位と医療関連産業が集積しており、東日本の交通の要衝である。国における国産ワクチン製造拠点の整備事業に関し、その製造拠点を本県に誘致するとともに、既存のワクチン製造事業所への支援を拡充し、確実に実行すること。

【産業労働部関係】

1. 地場産業の育成、地元商店街の活性化、及び小規模事業者の活力を高めるため、商工団体への支援を拡大すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した中小企業・個人事業主に対して、事業継続に資する適切な支援と周知を含め徹底すること。また、テレワーク等の更なる推進を図ること。
3. 今後の成長戦略の前提となる DX を着実に推進すること。併せて、そのための IT 人材育成の取組を含めた抜本的体制整備を進めること。
4. 小規模事業者等がキャッシュレス化に対応できるよう、決済手数料負担の低減をはじめ今後のキャッシュレス化の推進・拡大に向けた支援を充実すること。
5. 先端産業の育成・集積を着実に進めるため、デジタル技術を活用し国と連携した効率的な開発支援を行っていくこと。また、県内中小企業の参入支援に注力し、参入企業への研究開発後の事業化支援、販路開拓支援、産業集積への取組の充実を図ること。
6. 鶴ヶ島ジャンクション周辺地域整備基本計画を着実に実行すること。その中で、超スマート社会への取組を行う企業を支援・拡充するための「産業支援施設」を整備するとともに、全国に発信できる設備にすること。
7. 首都圏中央に位置する本県の優位性を生かし、高速道路網などの交通インフラを充実させ、一層積極的に企業誘致を図ること。

8. ASEAN など海外市場の開拓による県内企業の販路拡大を実現するため、ジェトロ埼玉事務所を有効に活用し海外ビジネス展開を進めること。
9. DMO である埼玉観光物産協会については、大阪観光局をはじめ他の先進的な組織を参考に、プロ組織としての観光局（仮称）の設置など、世界を舞台に観光客に刺さる取り組みをすすめるため抜本的な改革を行うこと。
10. 県のシンボルとなる国際見本展示場、国際会議場を整備し、県内産業全般の発展を図ること。
11. 県内観光地においては、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るべく、県と当該市町村の連携を深め、県民が混乱をきたさない制度設計とし、周知を徹底すること。
12. 埼玉県の産業やものづくりの根幹をなす、中小企業・小規模事業者の魅力発信、マッチング支援などを行い、次世代を担うものづくり人材の確保、人手不足解消に努めること。また、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援すること。
13. 非正規雇用、正規雇用にかかわらず、就業を希望する者が意欲と能力に応じて活躍できる環境を充実させること。
14. 障害者法定雇用率の引き上げに伴い、障害者に対する職業訓練の指導を強化し、雇用率の向上に資する取組を進めること。また、民間企業の障害者雇用の受け皿の拡大、職場定着の支援を充実させること。

15. 女性就業率のいわゆる M 字カーブの解消において、意欲ある女性がその力を存分に活かし活躍できるよう、就業・起業、希望する雇用形態の確保などの支援を図ること。

16. 今後ますます少子高齢化が進み、働き手が減少する中、豊富な知識や経験、様々なネットワークを有する高齢者を貴重な人的資源として、雇用者、被雇用者双方のニーズに合わせた就業の促進を図り地域経済の活性化につなげる取組を着実に進めること。

【企業局関係】

1. 圏央道を始めとする「県内高速道路網」および「幹線道路網」等の地域資源や公共機関の信用・能力・実績等の経営資源を活用して早急に産業団地の整備に取り組むこと。
2. 地域整備事業が整備する産業団地への工業用水の供給や雑用水供給の規制緩和など、新たな領域に需要を拡大・創出すること。
3. 大規模地震、水質事故などの災害・事故に対し、安定した水道用水の供給が図れるよう水道施設の強靱化を計画的に行うこと。
4. 水需要に応じた余剰施設の整理や、これまで培ってきた民間活用の実績などを駆使して、効率的な事業運営を行うこと。
5. 計画進行中の吉見浄水場や大久保浄水場以外の浄水場についても、高度浄水処理の導入促進を図ること。

【県土整備部関係】

1. 豊かな県民生活を支える社会基盤を重点的・効果的に整備するため、社会資本整備重点計画の着実な達成を図ること。また、直轄事業負担金制度を見直すよう国に要望すること。
2. 高速道路から生活道路に至るまでの体系的な道路網の形成を強力に推進し、交通渋滞を解消することにより、経済コストの軽減及び県民生活の向上と沿道の環境改善を図るため、次の施策を推進すること。
 - (1) 高規格幹線道路や地域高規格道路及び直轄道路事業の整備・促進
 - (2) 県内における重要物流道路の指定、及び予算の重点配分による整備促進
 - (3) インターチェンジ及びスマート IC へのアクセス道路の整備
 - (4) 交通渋滞の著しい国道・県道のバイパス整備や現道拡幅及び交差点における右折帯等の積極整備
 - (5) 都市の骨格となる街路の整備
 - (6) 災害に強い道路の整備
 - (7) 老朽化している橋梁の改修・耐震補強の早急な実施
 - (8) 開かずの踏切解消に向けた鉄道との立体交差化の推進
 - (9) 企業立地を促進する道路の整備
 - (10) 観光まちづくりを支援する道路の整備
 - (11) 幹線市町村道の整備促進
 - (12) 都県境の都市計画決定している道路・橋梁の早期着工
 - (13) 自転車通行環境の整備
3. 「安全で快適な道づくり」を推進し、県民一人一人が豊かさを実感できる道路環境を創造するため、次の施策を推進すること。
 - (1) 通学路の安全確保対策や緊急事故防止対策等の交通安全施設の整備
 - (2) 交差点における事故根絶を目指した歩車分離信号の交差点整備

- (3) 歩行者の安全を守るための歩道整備の促進
 - (4) 歩行者をはじめとし、車椅子利用者のことも考えた幅の広い歩道整備や電線類の地中化
 - (5) 道路の定期的修繕や側溝整備等の道路環境の整備
 - (6) 山間部道路の安全を確保するための災害防除施設の整備
 - (7) 道路利用者に快適な休憩場所を提供するとともに、地域の振興と自然災害発災時の支援と復興の拠点なる「道の駅」の早期整備
4. 強靱な県土づくりを図るため水害・土砂災害の軽減に次の施策を推進すること。
- (1) 県内の治水対策の基幹的役割を担う直轄河川事業の促進
 - (2) 河川整備と流域の雨水流出抑制を一体的に行う総合治水の推進に向けた調節池の整備
 - (3) 河川と下水道の連携による内水被害の軽減対策
 - (4) 河川管理施設の適切な機能保全
 - (5) 土砂災害防止施設の整備
 - (6) 森林の環境整備
 - (7) 河川と都市公園内の遊水・貯水機能を有する施設と一体となった治水対策
 - (8) 浚渫および堤保護のための草木伐採の促進
5. 気候変動に伴い頻発・激甚化する近年の豪雨災害に鑑み、防災・減災が主流となる社会を目指し、河川管理者が主体となって行う治水対策の強化と加速化に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害リスクに備えたまちへの転換を積極的に進めること。
6. 埼玉の川が持つポテンシャルを県民生活や地域振興に活かすため、地域住民や川の活動団体、さらに民間事業者など多様な主体と連携し、より魅力ある水辺空間の創出や持続的な利活用を推進すること。

7. 公共事業を円滑に進めるため、公共用地の計画的な取得を図ること。
8. 代替地提供者に関わる譲渡所得の特別控除額の大幅引き上げと納税猶予農地を事業用地として譲渡した場合の贈与税、相続税の免除措置を実現するよう引き続き国へ要望すること。
9. 現下の厳しい経済環境に直面する県内中小企業の支援・育成のため、次の施策を強く推進すること。
 - (1) 大手企業による受注の際、県内中小企業者を下請けとして用いるよう指導の徹底を図ること。
 - (2) 公共工事の価格設定については、現場や時期、原材料等の現況把握を徹底すること。また、下請けも含めた企業の健全経営を考慮した価格の適正化を期すること。
 - (3) 県内中小企業者の受注機会拡大に資する取組を評価に反映させる等公共工事すべての入札制度において改善を図ること。
 - (4) 公共工事すべての入札制度の最低制限価格を引き上げること。
10. 地域の発展と安全を支える建設業の担い手確保・育成を図るため、次の施策を強く推進すること。
 - (1) IoT やビッグデータ・AI 等を活用した DX による生産性の向上
 - (2) 計画的な発注と施工時期の平準化及び適正な工期の確保
 - (3) 若者や女性等担い手の中長期的な確保・育成に向けた取組
 - (4) 建設業における週休 2 日制導入の推進
11. 維持管理・災害発生時の状況確認のため、各県土整備事務所及び総合治水事務所でのドローン運用体制を確保すること。
12. 社会基盤については県民生活の向上に大きく帰することから、必要な事業に対しての予算確保を強力に推進すること。

13. 新型コロナウイルス感染症対策について次の施策を推進すること。
 - (1) 県土整備に関する地元説明会については、感染症対策について十分に配慮をしながら実施し、事業自体に遅延が無いように配慮すること。
 - (2) 公共工事の現場における感染症対策に関して、指導を徹底すること。

14. 土木技術系職員を増員し、職員の業務負担軽減と確実な業務遂行を図ること。

【都市整備部関係】

1. 県民の安心・安全を確保するとともに、快適で暮らしやすい県土づくりを推進するため、土地区画整理事業や公園整備事業など都市基盤整備に係る公共投資を着実に実施すること。
 - (1) 埼玉スタジアム 2002 及びさいたまスーパーアリーナ、熊谷ラグビー場の活用促進を図り、稼働率、収容力、収益性を向上させること。また、経済波及効果の調査・研究を行うこと。
 - (2) 全国と比較すると依然として県民 1 人当たりの公園面積が低いため県営公園の未整備地を早急かつ計画的に整備すること。
 - (3) 藻やアオコなどが急増している県営戸田公園をはじめスポーツ競技場を併設した公園では、フィールドとしての機能確保の観点から適正な管理を行うこと。
 - (4) 関東圏は今後起こりうる首都直下型地震などに備えるため、木造住宅密集地域の燃えないまちづくりを進めるとともに、倒壊の恐れのある建築物の耐震化を進めること。特に、耐震ブレイカーの普及拡大・促進に努めること。

2. 新型コロナウイルス感染症対策については、以下の対策を実施すること。
 - (1) 埼玉スタジアム 2002 や、さいたまスーパーアリーナ、熊谷ラグビー場など収容人数の多い大型施設の感染症対策に関して、指導を徹底すること。
 - (2) 不特定多数の方が訪れる県営公園においては、感染症対策に関して、指導を徹底すること。
 - (3) 整備に関する地元説明会について、代替案を考えるなど、感染症対策に充分配慮をしながら実施し、事業自体に遅延が生じ無いよう取組むこと。
 - (4) 公共工事の現場における感染症対策に関して、指導を徹底すること。

3. 持続可能な都市社会の実現に向けて、限られた資源の集中的・効率的な利用とネットワーク化を図り、市・町・村のコンパクトシティを推進し社会インフラの整備や維持管理費などの行政経費の削減を図ること。
4. 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、河川管理者が主体となって行う治水対策に任せるだけでなく、都市整備、まちづくりにおいても水害リスクを軽減・回避する取組を進めること。
5. 県民の暮らしの安心と安全を支えるとともに、子育て世帯をはじめとする多様な住環境を整えるため、総合的な住宅政策を推進すること。
 - (1) 借上型の県営住宅の供給に当たっては、人口・世帯数の減少予測を踏まえた供給とすること。
 - (2) 既存県営住宅を建て替える際には、同様の内容で施設だけ更新することを所与のものとし、周辺地域の賃貸住宅や空き家の状況を踏まえ実施すること。さらに福祉施設や民間施設の併用等による民間活力の導入を図るなど、県営住宅用地の一層の有効活用を図ること。
 - (3) 住宅政策の面から少子化対策を推進するため、子育て世代向けの住宅の供給を促進すること。また、3世代同居または近居の住まい方を支援、促進するための施策を講ずること。
 - (4) 今後さらに空き家が増加していくと予想されているため、危険空き家の増加を未然に防ぐとともに、活用可能な空き家の市場流通を促進すること。

【教育局関係】

1. 学校教育全般

- (1) 魅力ある学校づくりと教育環境の充実推進により、児童・生徒の学びを支援するとともに、学校・家庭・地域等が連携し、多様な教育活動を支援する体制づくりを推進すること。
- (2) 時代のニーズに応えられる教育指導が出来るよう、耐用年数にとらわれない施設整備・教育機器等の更新に努めること。
- (3) 安全で快適な学習環境を整備するため、老朽化の著しい校舎及び、実習棟や合宿棟等の大規模改修工事や、設備改修工事などを計画的に実施すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する児童・生徒へのケアに十分な時間をかけられるよう、必要な人員を配置すること。
- (5) 基礎的・基本的な知識や技能を着実に習得させるとともに、学んだ知識などを活用し、主体的に問題解決するための思考力、判断力、表現力を身につけさせる教育を推進すること。
- (6) グローバル人材の育成のため、我が国の領土、領海や郷土の歴史・偉人・風土等に関する教育とともに国語教育の充実を図ること。また、外国語・プログラミング・情操・ICT・キャリア教育を推進すること。
- (7) 学校の教材が、学習効果を高め、児童・生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で極めて重要なことから、計画的な教材整備を推進すること。
- (8) 人としての礼儀・心構えを身につけさせる道德教育を行うこと。
- (9) 不透明な時代を生きる能力、問題解決能力、構想力を備えた人材を育成できるような体制、教育内容への転換と拡充を図ること。
- (10) ICTを活用した遠隔教育を国の「GIGAスクール構想」に沿って計画的に進めるとともに、それを担う人材の採用や育成を図ること。
- (11) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校相談員、教員以外の人々のネットワーク体制の充実を始めとした、

児童・生徒や保護者を支援する体制の充実を図ること。

- (12) 埼玉県ケアラー支援条例及び支援計画に基づき、ヤングケアラーに対し、学ぶ機会を確保し、心身の健やかな成長・発達が図られるよう、必要な取組を行うこと。
- (13) 新型コロナウイルス感染症禍においても、公立・私立を問わず授業・行事・部活動等の必要な教育機会の確保に努めること。
- (14) 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のため、学校における体育の振興のために必要な措置を講ずること。
- (15) 埼玉県文化芸術振興基本条例に基づき、伝統芸能の保存と継承の重要性に鑑み、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配慮するものとする。また、学校教育における文化芸術活動の充実を図ること。
- (16) 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めること。
- (17) 埼玉県がん対策推進条例に則り、がんに対する正しい知識を深め、小児がん罹患したがん患者に対する教育の機会の確保、小児がんの特性に配慮したがん患者等に対する相談支援その他の小児がん対策の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。
- (18) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童・生徒が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童・生徒が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めること。
- (19) 埼玉県手話言語条例に基づき、ろう児等が手話を学び、手話で学ぶことができるよう必要な措置を講ずるよう努めること。また、ろう児等以外の児童・生徒との交流の機会を充実させることにより、相互理解の促進及び手話の普及・啓発に努めること。

- (20) 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例に基づき、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、インクルーシブ教育を推進し、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。また、インクルーシブ教育の推進において、施設の統合という形式面のみならず、確かな教育効果が得られるよう内容の充実を図ること。
- (21) 埼玉県農林水産業振興条例に基づき、農業に関する学科を有する高等学校において就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策を充実し、農業大学校との連携を強化し営農に関する支援を行うこと。
- (22) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童・生徒及びその保護者に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めるとともに、業務を担当する部局の相互の連携を強化し、防止等・早期発見につなげること。
- (23) 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、児童・生徒に自転車交通安全教育を行うこと。また、児童・生徒並びにその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めること。
- (24) 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずること。
- (25) 埼玉県ひきこもり支援に関する条例に基づき、ひきこもり支援に関する施策を市町村及び民間支援団体等と相互に連携を図り、総合的に実施すること。
- (26) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性の理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずること。
- (27) 埼玉県部落差別解消の推進に関する条例に基づき、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。

2. 教職員

- (1) 不祥事の根絶に向けて、児童・生徒に向き合う教職員に負担をかけることなく、教職員の意識改革を行えるよう、不祥事防止研修プログラムを効率的に活用し、実施すること。
- (2) 児童・生徒に対してのわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員が再び教壇に立つことのないような方策を講じること。
- (3) 教師と児童・生徒が向き合える十分な時間を確保できるよう、必要な人材の配置を進めるとともに学校・教職員に対する事務的な業務負担を少なくすること。同時に、これまで存在していた事務等についても、十分に精査し、働き方改革を実践し、効率化を図ること。
- (4) 校長の登用配置にあたっては、適格者を任用配置すること。
- (5) 入学式・卒業式等には式場に国旗を掲揚し、教職員の起立・国歌斉唱の徹底を図ること。
- (6) いじめや社会的養護を必要とする児童・生徒等に真剣に向きあう教職員の育成を推進すること。
- (7) 採用選考試験の工夫・改善、また教職員の人事評価制度の充実等により、優れた教員の確保や資質の向上に努め、学校教育の質の維持向上を図ること。
- (8) 有能な教員確保のため、埼玉県の教員志望者の拡大を図るための施策を行うこと。特に、数年に渡る臨時的任用職員に対し、雇用の安定の観点からも積極的な採用に努めること。
- (9) 教職員の人材不足・若年化が進む中、教育の質を担保するため、教育現場内における教員退職者の積極的活用を推進すること。
- (10) 多様性を確保するためにも、民間企業等に勤務経験のある教員の採用を拡大していくこと。

3. 小中学校教育

- (1) 学校給食を活用し、食育や地産地消の推進を図ること。
- (2) 性病や望まない妊娠等が生じないように、適切な性教育を実施すること。
- (3) 教頭の学校運営に係る業務負担が増加していることから、主幹教

諭の全校配置を推進し、より組織的な学校運営の充実を図ること。

- (4) 主体的に自己の進路を選択できる能力を身につけられるよう、児童・生徒期からのキャリア教育の充実を図ること。
- (5) 中学生の進路指導に関しては業者テスト等を効果的に活用し、塾や予備校ではなく学校が進路指導を主導して行なうようにすること。
- (6) 全国学力・学習状況調査、および埼玉県学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、多面的多角的に調査結果を分析し、課題を把握すること。また課題を踏まえて教員の指導力改善、児童・生徒の学力向上に活かすこと。
- (7) 「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」の解消に努めること。
- (8) 読解力は学力向上の基礎であり、豊かな感性の醸成に資することから、読書活動の更なる推進を図ること。
- (9) 児童の放課後の居場所づくりの取組を支援すること。

4. 高等学校教育

- (1) 県立高校のトイレ改修については、早急に工事を実施すること。
- (2) 農業、工業、商業等、専門的な教科が学べる高等学校においては、時代のニーズにあった教育内容となるように充実を図ること。
- (3) 在学中に18歳という成人年齢に達する生徒に対し、消費者教育推進法の趣旨を踏まえ契約等一部民法を含む消費者教育の徹底を図ること。
- (4) 18歳選挙権の実施に伴い、政治的中立性を確保しつつ主権者教育を充実すること。
- (5) 世界で活躍する人材育成を見据え、国際バカロレア高校の設置推進等を図ること。
- (6) 県立高校におけるグローバル人材育成の成果について検証し、その結果を明らかにするとともに、より効果の高い事業への改善を図ること。
- (7) ブラックバイトや悪質商法被害等にあわないよう、労働法制と各種契約の最低限の知識習得の推進を全高等学校で図ること。

- (8) 中高一貫教育については、積極的に調査・研究し、時代のニーズに合わせ取り組むこと。
- (9) 意欲に応える学習機会の確保に向けて、定時制課程・通信制課程・パレットスクール・不登校特例校等の充実を図ること。
- (10) 県立高校の再編に関しては、地元市町村の理解を得た上で進められるよう、統廃合の決定に至る前の段階で地元市町村と十分な協議が行える方策を実施すること。また、跡地の有効活用についても検討すること。
- (11) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、魅力ある県立高校づくりのために共学化へ向けた議論を行うこと。

5. 特別支援教育

- (1) 特別支援学校については、今後の各地区の児童・生徒の増減の見込み、障害の状況等を踏まえて新設、適切な整備を行うこと。
- (2) 特別支援学校の送迎バスのさらなる内容の充実を図るため、バス会社の入札に関して、総合評価方式の導入等、実情に合った制度とすること。
- (3) 特別支援学校の送迎環境の改善を図るため、添乗員の加配や増便を進めること。
- (4) 卒業後の自立・就職に向けて、芸術的な能力、緻密な継続作業の能力、ICT能力など、様々な個性を活かし就業し続けられるよう、教育内容の充実を図ること。
- (5) 特別支援学校教諭免許を有する正規採用教員による手厚い教育が行えるよう、人員確保のための予算措置を講じること。
- (6) 隣接する市町村から小中学校特別支援学級に通学している児童・生徒がいる市町村教委に対し、その負担を鑑みた適切な財政措置を行うこと。

6. その他

- (1) 教科書採択において教職員・教育委員会に対して「検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。また、機会・

期間を問わず、一切の供給を受けない。」と定めた本県のガイドラインの遵守を徹底すること。

- (2) 社会科の教科書の選定に当たっては、自虐史観や偏ったイデオロギーに基づく教科書を排除し、史実に忠実かつ日本に誇りを持ち、日本人として正しい歴史認識を持てる教科書を採択すること。
- (3) ゲーム機、スマートフォン等の電子メディアを使用する上での危険性の認識等、メディアリテラシー教育を推進すること。
- (4) SNSをはじめとするネットによるトラブルがなくなることから、ネットアドバイザー等による教員・保護者向けの講習等を実施すること。
- (5) 市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童・生徒が生活習慣病等に関する理解を深めるための教育施策を講じること。
- (6) 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、覚せい剤、危険ドラッグ等、危険薬物の怖さを知るため、薬物乱用防止教育の実施等の施策を講じること。
- (7) 単独調理方式（自校方式）における栄養教諭・学校栄養職員の複数校勤務を解消し、1校1名の栄養教諭配置を図ること。
- (8) 埼玉県教育委員会並びに埼玉県立総合教育センターに栄養食育専門の教諭を配置して、質の高い食育の展開を図ること。
- (9) 県立図書館については、抜本的な整備方針の見直しを行い、先進的な計画を定めること。
- (10) 観光資源ともなる県内文化財の保護の強化、及び広報の充実を図ること。

【危機管理防災部関係】

1. 東日本台風など、近年頻発する豪雨災害や自然災害の発生などに備え、各市町村での自主防災組織の更なる育成や消防団員の加入促進・活動支援を図り、地域防災力強化を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、国民保護の必要性から、災害等のあらゆる事態に備え、罹患者、感染の疑いのある避難者の受け入れ態勢を整備するなど、県民の安全を守る対策を図ること。
3. 県の災害対応力の強化には、専門的な知識や能力を有する様々な官民の機関による連携が重要であることから、引き続きこれら機関の連結強化を図ること。
4. 市町村の災害対応力向上のため、県図上訓練等のノウハウを生かした支援を図ること。
5. 国内で発生した過去の大規模火災を教訓に、消防の体制強化を図ること。
6. 水難事故や洪水等の発生時に人命救助で活躍している水陸両用「エアポート」を活用、またはその民間団体と連携し、救助体制の構築を図ること。
7. 地震等の災害時において、地上系通信網が遮断された場合は、被害状況の把握が遅れる要因になることから、災害の影響を受けにくい衛星などを使用した、非常用通信手段の更なる機能向上を図ること。
8. 災害発生に備え、マンホールトイレを緊急時に使用できるよう、

周知に努めること。

9. 災害時に避難場所として重要な役割を果たす県有施設について、震災や風水害対策・新型コロナウイルス感染症対策などを講ずるとともに、各市町村と密に連携して運用に万全を期すること。また、密を避けるため避難所を増設し、夏季の暑さ対策を図ること。加えて、福祉避難所の観点を考慮すること。
10. 防災力の向上に向け、情報収集に必要な Wi-Fi 環境を整備するとともに、IoT やビッグデータ・AI・DX・ドローンなどの先端技術を積極的に活用すること。
11. 近年の頻発する災害に的確に対応するため、県内危険建築物の防災に関わる情報は危機管理防災部で一括して把握できるよう、一層の体制強化を図ること。
12. 災害支援に派遣した県職員の支援体制を派遣先と連携して図ること。
13. 首都直下地震を想定した具体的な対策強化を図ること。
14. 災害時等における帰宅困難者対策の充実を図ること。

【警察本部関係】

1. 県警察学校の近代化と宿舍の環境改善に努めること。
2. 県警本部の独立庁舎化へ様々な手法を検討するとともに、警察公舎等の環境改善を推進すること。
3. 警察活動基盤の整備として、警察施設や車両、装備資機材の整備及びデジタル技術を活用した業務の効率化を図るとともに、地域人口や刑法犯認知件数などを考慮した警察署の配置とすること。
4. 県民生活の安心安全向上に向け、警察官一人あたりの負担軽減を図れるよう、警察官の更なる増員を求めること。
5. 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者（家族等を含む）支援を行うこと。
6. 警察活動は、県民の信頼の下に成り立っていることを強く自覚し、人権を尊重した適切妥当な職務執行（言動）に努めるよう署内外で活動する警察官に対して教育・指導を徹底すること。
7. SNSに起因した犯罪被害防止対策の充実を図ること。
8. 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、悪質・巧妙化する「振り込め詐欺」など特殊詐欺の撲滅に向けて、被害の未然防止、啓発から摘発までを一体的に担う捜査員の更なる拡充を行い、県民の安心安全の向上を図ること。
9. 高齢者の交通死亡事故死者数が全体の半数を超えていることから、高齢者の交通事故防止のための啓発活動をより一層推進すること。

10. 摩耗した道路標識や老朽化した信号機・道路標識等の更新を強化推進するとともに、県民要望の強い箇所の信号機の設置を図ること。
11. 悪質なあおり運転被害における重要な証拠となりうるドライブレコーダーの設置促進に向け、普及を促すこと。
12. 増加するローリング族等の暴走する車両の取り締まりの強化を図ること。
13. 通学中の交通事故を無くすため、通学路の安全対策の更なる強化を図ること。
14. 水難事故や洪水等での迅速な人命救助活動に資するため、エアボートをはじめとする水陸両用資機材を導入した救助体制の構築を図ること。

【下水道関係】

1. 流域下水道事業は、昭和42年3月の事業着手から50年が経過し、施設・設備の老朽化対策や長寿命化、耐震対策など数多くの課題を抱えている状況に鑑み、財源や人的資源を最大限に活用しながら、事業の平準化や規模の適正化、施設や機能の重要度や事業の優先度などを総合的に捉え、計画的な事業執行に取り組むこと。
2. 市町村の公共下水道事業の現場では、技術職員の不足や技術の継承が大きな課題となっているため、県にあっては、技術支援や下水道の広域化、下水汚泥の共同処理化など積極的に市町村を支援すること。
3. 首都直下型地震や豪雨による大規模災害が予想される中、県においては流域下水道の災害対策はもとより、市町村の公共下水道も含めて総合的な災害対策に取り組むこと。
4. 今後、管渠や土木構造物が本格的に改築更新を迎えることになるため耐震化についてはそれらの時期までに重点的に取り組むこと。
5. 下水処理施設の高度処理化については、国の方針に基づいて計画的に早期実現を図ること。
6. 流域下水道事業による温室効果ガスは、県管理施設全体の排出量の半分以上を占めることから、「2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%減とする」国が掲げた目標の達成に向けて積極的に取り組むこと。
7. 県内の下水道普及率を向上させるため、下水道事業の整備促進を図ること。また、多発する豪雨による市街地の浸水被害を軽減させるため、下水道の管渠や水路、貯留施設等の整備を推進すること。

【おわりに】

防犯・防災はもとより、様々な課題に対応するには部局間の連携が益々重要になってくる事を見据え、「出来ない理由」を列挙するのではなく、「どうすれば出来るか」を考える姿勢が求められている事を申し添える。